令和6年度 宇和島市地域商業活性化事業補助金

令和6年4月 宇和島市商工観光課

令和6年度宇和島市地域商業活性化事業補助金について

宇和島市は、商店街団体等が商業活性化を図ることを目的として自主的に行う取組等に要する経費に対し補助金を交付する、宇和島市地域商業活性化事業を実施します。

補助対象者

- (1) 補助対象者(以下「商店街団体等」といいます。)は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 商店街振興組合、事業協同組合
 - ② 商工会議所、商工会
 - ③ 商店街に店舗を有する事業者で構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができる者
- (2) (1) のうち、次のいずれかに該当する者は、補助対象外とします。
 - ① 同一の事業に対して、国又は他の地方公共団体等から補助、助成等の交付を受けていないこと。
 - ②同一の事業に対して、過去に市から補助、助成等の交付を2回以上受けていないこと。
 - ③愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員
 - ④申請時に、市税等に未納がある者

補助対象事業

補助対象事業は、次のとおりです。

商店街において実施される次のいずれかの取組

- ①商業活性化のためのイベント事業
- ②消費者サービスの向上及び情報発信に資する事業
- ③商店街の魅力を高めるために実施する事業
- ④消費者との交流を深めるために実施する事業

【事業例】

- ①商業活性化のためのイベント事業
 - ・商店街での集客イベント
 - ・共同販売促進事業(スタンプラリー、クイズラリー、まちバル)
 - •100 円商店街(商店街を1つの100円ショップに見立てて各店舗が100円のお店一押し商品を用意し販売するイベント)
- ②消費者サービスの向上及び情報発信に資する事業
 - ・ホームページや商店街の各店舗の魅力PR動画等の作成
 - ・商店街の各店舗を紹介する観光ガイドブック、マップ等の作成
- ③商店街の魅力を高めるために実施する事業
 - ・ 商店街の新名物の開発 (統一テーマのメニュー開発、デザイン作成等)
 - ・空き店舗活用のための不動産調査と情報発信、出店希望者ツアー
- ④消費者との交流を深めるために実施する事業
 - ・「まちゼミ」の実施、「まちゼミ」のオンライン配信(商店主自らが商品 知識やノウハウを無料で提供する少人数制の講座を開催するイベント)

補助金額

(1) 補助率

補助対象経費の3分の2以内

(2) 補助限度額

75 万円

<u>※令和6年度内における補助金交付は、1商店街団体等につき、1事業までとする。</u>

補助対象経費

経費区分	内容
報償費	イベント等の実施に必要な専門家、パフォーマー等に対する 謝金
食糧費	イベント、講演会等における専門家等の飲食に要する経費 スタッフの弁当お茶代は対象外です。
使用料及び賃 借料	事業を実施するために必要な施設及び土地の賃借料(敷金、保証金等を除きます。)、機器、器具等のレンタルに要する経費 申請団体の会員の店舗や土地等を、会場や駐車場として借り上げる際の賃借料は対象外です。
光熱水費	事業を実施するために必要な光熱水費
工事請負費	事業を実施するために必要な施工工事に要する必要最小限 の経費
印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷製本に係る経費
備品購入費	事業を実施するために必要なじゅう器等の備品の購入に要する経費(補助事業終了後も適切に管理できる場合に限る。)
消耗品費	景品、記念品等を除きます。
燃料費	各種燃料費
委託料	事業の運営・分析及び評価、ウェブサイト・ウェブコンテンツの作成など、補助事業者で実施することが困難なため、専門的知見等を有する者に対して委託するために支払われる経費。ただし、補助対象経費の50%を上限とする。
通信運搬費	回線使用料、郵便代、運送料等

広告宣伝費	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、デジタル広告等の広告宣伝に 要する経費
手数料	各種手数料
賃金	事業の運営に必要な補助的業務を行う者に対する賃金 申請団体の会員に対する賃金は対象外です。
その他市長が必要と認める経費	

(注) 以下の経費については、補助対象外です。

- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・汎用性が高い備品等で、補助事業の専用とすることが明らかでないもの(パソコン、プリンター、カメラ、バイク、自転車、体温計等)
- ・施設整備に係る費用
- ・プレミアム付き商品券・割引券等の原資分や各種ポイント還元分
- ・銀行等への振込手数料
- ・その他、補助事業の実施に当たり必要性が明確に認められないもの
- ・交付決定前に、契約・発注・購入・支払い等が行われた経費

応募方法

(1) 補助を希望される方は、補助金交付申請書(様式第1号)及び添付書類を 受付期間内に提出してください。

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)、別紙1申請者一覧、 別紙2事業計画書
- ② 収支予算書(補助対象経費分、事業全体分の2部作成)
- ③ 補助対象経費に係る見積書の写し

<法人の場合>

- ④ 定款及び役員名簿
- <任意団体の場合>
 - ⑤ 規約及び名簿
- (2) 申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

【ホームページ】

https://www.citv.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/r5svoutengai2.html



(3) 受付期間

令和6年5月31日(金曜日)まで

(4) 提出先

宇和島市 産業経済部商工観光課 商工係

補助事業者の選定手続き

補助事業者は、次の手続きにより決定します。

- (1) 補助金の交付を受けようとする商店街団体等は、補助金交付申請書に、 関係書類を添えて、市に提出してください。
- (2) 市は、申請書等の提出があったときは、市が設置する審査会において、 事業計画の内容等を審査し、補助事業者を決定します。<u>審査会の会議では、</u> 申請者によるプレゼンテーションを行うこととします。
- (3) 市は、審査会の審査結果を申請者に通知します。
- (4) 補助事業者として採択を受けた商店街団体等は、要綱第6条に規定する 補助金交付申請書を、市に提出してください。
- (5) 市は、補助金交付申請書が提出された場合には、審査のうえ、交付決定を行います。

事業の開始から終了

【事業着手】

宇和島市から補助金交付決定通知がありましたら、その後事業に着手してください。交付決定日以前に支払った費用は、補助金の対象外となりますのでご注意ください。

【事業終了】

令和7年3月末で事業は終了です。経費の支払いについても、3月末までに済ませてください。

【実績報告】

事業完了後30日以内または年度末日(令和7年3月31日)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

<提出書類>

- ①実績報告書
- ②成果報告書
- ③収支決算書(補助対象経費分、事業全体分の2部作成)
- ④補助対象経費に係る支払及び内訳を証するもの (請求書、領収書)
- ⑤事業実施を記録した写真
- ⑥その他市長が必要と認める書類(ポスター、チラシ等の成果物)

【補助金の交付時期】

補助金は、事業が完了してから交付する精算払いが原則です。ただし、必要があると認めた場合は概算で補助金を交付することができます。「概算払等理由書」の提出後、必要性を審査いたしますので事前にご相談ください。

留意事項

【経理関係】

- ・必ず領収書を発行してもらってください(領収書には、日付、宛名、発行者名、金額、内容を記載してあること)。
- ・領収書につきましては、口座振込の場合は、<u>振込を証するもの</u>(金融機関押印済の振込伝票等)、インターネットバンキングを利用して振込みを行う場合は、①受付完了画面の写し及び資金移動後の②出入金一覧明細書の双方の書類、クレジットカードで支払う場合は、クレジット会社の発行する明細書及びその利用金額の振替等を確認できる書類(当該年度中に口座振替が実施されていない場合は、補助対象として認められません。)を提出してください。
- ・請求書、領収書等の宛名は、補助事業者の正式名称を記載してください。
- ・補助事業の活動状況や購入物品については、写真で記録するとともに成果

物を保管してください。

・補助事業に係る経費については、その他の経費と区分して、その収支を明確にした証拠書類(見積書、納品書、請求書、払込伝票、領収書など)を整理し、補助事業が完了した年度の終了後5年間保存しなければなりません。

募集から交付決定までのスケジュール

(募集受付) 令和6年5月31日(金曜日)まで (審査会) 令和6年6月中旬頃 審査会開催 (採択事業者決定)令和6年7月初旬頃 決定

お問い合わせ

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市産業経済部商工観光課商工係 広沢

TEL: 0895-24-1111

メール: shoko2@city.uwajima.lg.jp

Q&A

補助対象者

- Q1. 過去に地域商業活性化事業やがんばる商店街事業などの市の補助金の交付を受けた イベントについて、今回も申請できるか。
- A1.過去に2回以上市の補助、助成等を受けた事業については、対象外です。今回の申請が2回目にあたる場合は対象となります。ただし、商店街の活性化につながるより良い事業となるよう、内容についてはご検討ください。

対象経費について

- Q2. 感染予防用品は補助対象となるか。
- A2. イベント等実施のために必要な、消毒液、除菌シート、マスク、フェイスシールド 等の事業内消費することができるものを対象とします (消耗品費)。サーモカメラや 体温計、などは対象外です。また商店街の各店舗の感染対策用品についても対象外 です。
- Q3. 新型コロナウイルス感染症等の影響でイベントを中止せざるを得なくなった場合、 それまでにかかった経費はどうなるか。
- A3. 県のイベント開催要件によって、延期または中止をしなければならない場合には交付決定額を上限として、キャンセル費用や準備段階でかかった経費を補助対象とします。延期または中止を行う場合は、必ず事前に市と協議してください。(補助事業者の都合による延期または中止の場合は、対象外です。)また、延期することで追加的な費用が発生しても、交付決定額以上の補助金をお支払いすることはできません。交付決定額の範囲内で実施してください。
- Q4. 雨でイベントを中止した場合、それまでにかかった経費はどうなるか。
- A4. 雨でも開催できる形をまずはご検討ください。(テントを設置するなど) 雨では開催が難しいような内容の場合は、延期実施日を事前に設定しておく等、 年度内に事業実施できるようご検討ください。ただし、延期することで追加的な費 用が発生しても、交付決定額以上の補助金をお支払いすることはできません。 交付決定額の範囲内で実施してください。
- Q5. 補助対象経費には、消費税は含むのか。
- A 5. それぞれの経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除いて申請して ください。

感染対策について

- Q6. イベント実施の条件はあるか。
- A 6. 県のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策を講じる こと等の条件を満たすことにより実施が可能です。 具体的な感染症対策については、愛媛県のホームページをご覧ください。